連携施設との研修に関する協定の締結について

臨床遺伝専門医制度委員会

　臨床遺伝専門医の習得には、基本４領域の研修が必須でありますが、単独施設での研修が難しい場合に連携施設をもつことで臨床遺伝専門医制度での研修施設になることが可能です。しかしながらこれまで、その連携のための協定書について、任意の様式に頼っており、一定の内容が明示されておりません。そのため、今回、次ページに示す様に協定書のひな型を作成して提示することにしました。基本的には、研修者の連携施設での身分や支払いの関係についての基本的ルールに関する協定になります。施設間での協定になると病院もしくは大学事務が関わることになり、公的な関係になることができます。このひな形は、あくまでひな型ですので、研修の実態に応じて項目の種々選択や改変を行われても構いません。

臨床遺伝専門医研修に関する協定書（案）

○○○（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）が、協力して臨床遺伝専門医研修を実施することを目的とし、甲の職員を乙に派遣して研修を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（協定期間）

第1条　協定期間は、yyyy年mm月dd日からyyyy年mm月dd日までとする。

（研修依頼）

第2条　甲が乙に研修のため派遣する職員（以下「丙」という。）は氏名、研修期間、その他必要事項を記載した依頼状を事前に提出し承諾を得るものとする。

（研修指導）

第3条　乙は、甲から依頼を受けた丙の研修指導を行う。

（研修体制）

第4条　丙は、乙での研修期間中は、研修先である乙の病院長の管理下において研修指導医の指導、監督、助言等に従うものとする。

（成績評価）

第5条　乙は、丙の研修プログラムの実施状況及び研修の成績の評価について、原則として翌月●日までに甲に報告するものとする。

　　　２ 甲は、前項のほか、必要があると認める時に、乙に報告を求めることができるものとする。

（身分・給与など）

第6条　丙は甲の職員として在籍のまま乙に派遣され、研修期間中の給与は甲より支給する。

　　　２ 時間外、休日及び当直の研修は原則として行わないが、行った場合の手当てについては乙の関係規定を適用して乙の負担において支給する。

（勤務条件その他服務）

第7条　丙の勤務時間、休日等の勤務条件その他服務は、甲の関係規定を適用する。

　　　　ただし、年次休暇、特別休暇及び療養休暇等の日数に係る取り扱いについては、甲の関係規定を適用する。

（旅費等）

第8条　丙が乙への通勤に要する費用については、甲の定めるところにより甲が支給する。

　　２　丙が研修期間の旅行は原則として行わないが、必要場合は事前に甲乙協議の上、甲の関係規定を適用し、この負担において支給する、

（健康管理）

第9条　丙の健康管理は、甲において甲の関係規定により行うものとする。

（社会保険）

第10条　丙に係る健康保険、厚生年金保険、雇用保険については派遣期間中も甲における被保険者の資格が継続されるものとして、事業主負担分は甲の負担とする。

（事故発生についての責任）

第11条　乙での研修期間中、丙の医療過誤などによる事故が発生した場合は、乙の責任において乙及び丙での対応を原則とする。ただし、丙に故意または重大な過失がある場合には、この限りではない。

　　　２　乙での研修期間中、丙の行為により乙の施設、設備等に損害を与えた場合は、甲が対応する。

（秘密保持）

第12条　丙が派遣期間中、乙において知り得た秘密については、研修終了後においてもその一切を第三者に漏洩させてはならない。

（研修委託料）

第13条　甲は乙に対して、乙での研修期間中に係る経費の一部について、研修費として1人あたり◇◇◇◇円/日額を支払うものとする。

（協議事項）

第14条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、甲乙間において協議し定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

yyyy年mm月dd日

甲　○○○都道府県～～～～～～～～

施設名
代表者名　　　　　印

乙　●●●都道府県～～～～～～～～

施設名
代表者名　　　　　印